

益田市告示第59号

益田市生活応援事業実施要綱を次のように定める

令和8年3月19日

益田市長 山本浩章

益田市生活応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長引く物価高騰、とりわけ食料品の物価高騰の影響を受けている市民の経済的負担を軽減することを目的として、益田市生活応援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業実施)

第2条 市長は、次条に定める者に対し「ますだ生活応援券」（以下「応援券」という。）を交付し、地域における消費を喚起するものとする。

2 市長は、応援券を対価の弁済手段として使用する特定取引（物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。以下同じ。）が行われた場合に、当該弁済において事業者が受領した応援券について、その額面に相当する額に換金して、当該事業者に交付するものとする。

(応援券の交付対象者)

第3条 応援券の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和8年4月10日（以下「基準日」という。）時点において本市の住民基本台帳に記録されている者及び基準日以前に本市に転入し、かつ、同月20日までの間に転入の届出をした者とする。

(応援券の交付)

第4条 応援券は、1枚当たりの額面を1,000円とする。

2 応援券は、次の各号に掲げる区分によるものとし、交付対象者を含む世帯につき、当該各号に定める枚数を交付するものとする。

(1) 共通券 5枚

(2) 地元応援券 10枚

3 応援券の使用期限は、令和8年8月31日とする。

(応援券が使用できる特定取引)

第5条 応援券は、次条の規定により登録された事業者（以下「登録事業者」という。）との間における特定取引においてのみ使用することができるものとする。

2 次の各号に掲げる取引については、応援券は、使用できないものとする。

(1) 税金、保険料及び電気・水道・ガス・電話料金の支払

(2) 医療保険、介護保険等の一部負担金（処方される医薬品に係るものを含む。）の支払

- (3) 不動産、有価証券及び金融商品の購入
- (4) 金券、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード、貴金属その他の換金性の高い物の購入
- (5) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
- (7) 特定の宗教又は政治団体に関わる取引
- (8) 換金及び金融機関への預け入れ
- (9) 公序良俗に反する取引その他市長が不相当と認める取引

3 特定取引に使用された応援券の券面金額の合計額が、当該特定取引の対価を上回るときは、当該上回る額に相当する金銭の登録事業者からの還付は、行われぬものとする。

4 応援券は、これを交換し、譲渡し、及び売買することができないものとする。

（登録事業者の要件等）

第6条 市長は、本市内に事業所、店舗等を有し、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす事業者について、その申請に基づき、登録事業者として登録するものとする。

- (1) 専ら前条第2項各号に掲げる取引を行う者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と特別な関係を有しないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

2 前項の登録は、次の各号に掲げる要件に応じ、当該各号に掲げる区分で行うものとする。

- (1) 本市内に本店、本社等を置く登録事業者 応援券取扱事業者（共通券及び地元応援券を取り扱うことができる事業者をいう。）
- (2) 前号以外の登録事業者 共通券取扱事業者（共通券のみ取り扱うことができる事業者をいう。）

（登録の申込み等）

第7条 登録事業者として登録を受けようとする事業者は、市長が別に定める日までに、登録申込書（様式第1号）により申込みを行わなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、前条に規定する登録事業者の要件を審査し、登録の可否を決定するとともに、当該決定の内容を登録等通知書（様式第2号）により当該申請に係る事業者に通知するものとする。

（換金請求）

第8条 登録事業者は、特定取引において受領した応援券の換金を受けようと

するときは、換金請求書（様式第3号）に当該受領した応援券を添付して、令和8年9月30日までに市長に請求しなければならない。この場合において、第6条第2項に規定する登録事業者の区分によらず受領した応援券については、換金を受けることができないものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、適当と認める場合に限り、換金を行うものとする。

（登録事業者の登録の取消し）

第9条 市長は、第7条第2項の規定による登録の決定後に、登録事業者が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたこと。
- (2) 第5条第2項各号に掲げる取引において応援券を受領したこと。
- (3) 第6条第1項に規定する要件を満たさなくなったこと。
- (4) 正当な理由がなく、事業の実施に係る協力の依頼に応じないこと。
- (5) その他登録事業者として不適当と認められる非行があること。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消した場合において、既に換金して交付した額がある場合は、その一部又は全部について、返還を求めるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年3月19日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、登録事業者として登録を受けた事業者については、第9条の規定は、同日後もなおその効力を有する。